

不妊治療に要する費用を一部助成します

■一般不妊治療費を助成します

令和4年4月から、人工授精などの「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精などの「生殖補助医療」について、保険適用となりました。

町では、一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成します。助成する費用は保険診療である人工授精に要する費用の個人負担分です。治療に直接関係のない保険診療外の文書料や個室料などの費用は、助成の対象に含まれません。

●助成金額

夫婦1組につき5万円上限

●対象者

対象者は次の①～⑤の要件をすべて満たす人です。

- ①人工授精を受けた日から申請日まで、法律上婚姻している夫婦の間、
- ②人工授精を受けた日から申請日まで、夫婦ともに本町に住民票があり、実際に居住している人
- ③1回目の人工授精を受けた日の妻の年齢が41歳未満である人
- ④人工授精を受けた夫婦に町税その他

の滞納がない人

- ⑤医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者であること

●申請方法

助成を希望する人は、申請書等の提出が必要です。申請は、1回目の人工授精を受けた日から1年以内に行う必要があります。

町公式ウェブサイトに記載してある必要書類と申請書をご記入の上、町健康推進課（町総合保健福祉センター）まで直接持参ください。申請には医療機関から発行された人工授精に係る領収書および明細書が必要です。



【お問い合わせ先】

町健康推進課（町総合保健福祉センター内）

☎ 096・235・8711

2025年農林業センサスにご協力ください

令和7年2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2025年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施されるきわめて大切な調査です。

令和6年12月中旬から、農林業を営んでいるみなさんのところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いいたします。

※調査により集められた調査票の回答内容は厳重に保護されていますので、ご安心ください。

【お問い合わせ先】

町企画課

☎ 096-234-1115



◀ 2025年農林業センサスキャンペーンサイトはこちら

医療費が高額になった場合は 高額療養費制度を活用しましょう

国民健康保険被保険者が高額な医療費を支払ったときは、「高額療養費制度」を活用することで、支払った医療費の一部払い戻しを受けられる場合があります。

■高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、後から払い戻される制度です。

※入院時の差額ベッド代や食事代、保険外診療は対象外です。

※高額療養費に該当される人には、申請に必要な支給申請書様式を診療月の約3カ月後にお送りします。申請書が届いてから町住民生活課へ必要なものをお持ちのうえ申請ください。

●高額療養費の申請に必要なもの

- ・国民健康保険高額療養費支給申請書様式
- ・医療機関などで発行された医療費の領収証または支払証明書など
- ・世帯主名義の預金口座番号などが分かるもの
- ・世帯主のマイナンバー（個人番号）

が分かるもの

■自己負担限度額とは

自己負担限度額は、同じ世帯内の国民健康保険者や世帯主の年齢および所得状況などにより設定されています。詳細は、町住民生活課までお尋ねください。

■医療費が高額なときは「限度額適用認定証」を利用しましょう

医療費が高額になることが事前に分かっている場合には、町が発行する「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

※マイナ保険証を利用すれば、事前に「認定証」の交付を受けなくても、医療機関などの窓口での支払いが限度額までになります。更新手続きも不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※国民健康保険税を滞納していると認定証を交付できない場合があります。

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎ 096-234-1113

20歳になったら国民年金に加入を！

国民年金は、老後や障がいを負ったときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、20歳から60歳までの人が加入し、国民年金保険料を納め続けることで、老後や病気・けがなどで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

●国民年金の被保険者は3種類

国民年金には、職業などによって3つの被保険者の種類があります。学生や自営業の人などが加入する第1号被保険者、会社員や公務員などが加入する第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者が加入する第3号被保険者の3種類です。

●国民年金保険料免除・猶予制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。また、学生の人は一時的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。免除または猶予を希望する場合は、申請が必要です。

●国民年金保険料は期限までに納めましょう

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来やいざというときに年金が受け取れないことがありますので、保険料は必ず期限までに納めましょう。

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎ 096-234-1113

（内線：103）

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

税務署開設の申告相談会は
熊本東税務署で行います

熊本東税務署では、今年も確定申告相談会を行います。会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

▼確定申告相談期間

令和7年2月17日(月) ～ 3月17日(月)

※3月2日(日)に限り、休日も開設。
※会場への入場には、整理券が必要です。各会場で当日配布も行いますが、LINEから事前に予約することもできます。

▼受付時間

午前9時～午後4時

▼会場

熊本東税務署1階事務室

(熊本市東区東町3丁目2番53号)

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
(町生涯学習センター)
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111 (代表)

▼事前申告相談会

公的年金を受給されている人を主な対象とした申告書事前作成会(事前予約制)は、熊本東税務署で行われます。

令和7年2月10日(月) ～ 2月14日(金)

※2月11日(火)を除きます。

▼スマホで申告書が作れます

スマートフォンから所得税の確定申告書作成が可能です。

詳細は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

▼お問い合わせ先

熊本東税務署

☎ 096-3369-5566



2月14日(金)から町の
申告相談を開始

町では、令和7年2月14日(金)

から町・県民税、国民健康保険税の申告相談を行います。

▼準備するもの

・マイナンバーカード
・収入額を確認できるもの
・給与収入や年金収入のある人は、源泉徴収票または支払調書をご準備ください。事業所得のある人は、

収支内訳書の提出が必要です。
・所得控除額を確認できるもの
・国民健康保険税や介護保険料、後

期高齢者医療保険料の納付証明や、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書など

・そのほか各種控除などに必要な書類

▼申告期間

令和7年2月14日(金) ～ 3月14日(金)

※土・日曜日および祝日を除きます。

▼会場

町生涯学習センター・研修室

▼お問い合わせ先

町税務課

☎ 096-234-1112

(内線115)

償却資産の申告は
1月31日(金)までに

法人や個人で、工場・商店・農業などの経営をしている人や不動産業で駐車場やアパートなどを貸し付けている人がその事業のために所有する構築物、機械、器具、備品などを償却資産といい、固定資産税が課税されます。

令和7年1月1日(水)現在で償却資産を所有する人は、期限までに資産の種類・取得価格などを記載した申告書を町税務課に提出してください。

なお、10キロワット以上の太陽光発電設備も固定資産税の対象となりますので、申告が必要となります。

▼本年度の提出期限
令和7年1月31日（金）
詳細は、町公式ウェブサイトをご覧ください。

▼お問い合わせ先

町税務課

☎ 096・234・1112

（内線112）



農業者年金に
加入しませんか

農業者年金は、農業に従事する人が加入できる年金制度です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金で、保険料は自由に選べ、いつでも見直しできます。また、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

▼対象者

20～59歳の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）または60～64歳の国民年金の任意加入者で年間60日以上農業に従事している人

▼保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている人や、申告者と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など要件を満たす人は、保険料の支援が受けられます。

▼お問い合わせ先

町農政課

☎ 096・234・1176

（内線153）

旧優生保護法にかかる補償金等の申請受付について

令和7年1月17日（金）から、昭和23年から平成8年までの間に、旧優生保護法に基づき優生（不妊）手術や人工妊娠中絶を受けた人に対する補償金等の受付が始まります。

●補償金

▼対象者

旧優生保護法に基づく優生手術を受けた人、配偶者、本人や配偶者が亡くなっている場合は遺族

▼支給額

本人

1500万円

配偶者

500万円

●優生手術・人工妊娠中絶一時金

▼対象者

旧優生保護法に基づく優生手術または人工妊娠中絶を受けた人（現在

ご存命の人）

▼支給額

優生手術

320万円

人工妊娠中絶

200万円

▼お問い合わせ先

県旧優生保護法相談窓口

☎ 096・333・2352

野菜くまもり
キャンペーンについて

県では、愛菜の日（1月31日）にちなんで、野菜摂取に取り組み県民を増やし、健康づくりを推進するために、野菜くまもり運動キャンペーンを開催します。

▼募集対象

熊本県内セブン・イレブンの野菜使用商品を税込300円以上購入された人

▼実施内容

対象商品を購入したレシートを撮影し、応募すると抽選で景品が当たります。

▼応募締切

令和7年1月15日（水）～2月14日（金）

▼お問い合わせ先

県健康づくり推進課

☎ 096・333・2252

traffic safety

事件・事故件数

種 別	発生件数	
	11月	年累計
人身事故	1	9
物損事故	19	183
盗難など	2	8

11月30日現在

fire prevention

出動火災件数

種 別	発生件数	前年比較
家 屋	3	0
原 野	14	+3
そ の 他	14	+2
合計件数	31	+5

12月15日現在

tax

町税などの滞納処分(11月分)

種 別	件数・金額など
捜 索	0件
差し押さえ件数	3件
公 売 回 数	2回
公 売 件 数	24件
滞納処分関連収入	675,080円

お知らせ

町職員を追加募集します

町では、令和7年4月1日採用予定の職員を追加募集します。

募集職種

一般事務（高卒程度） 5人

保健師（資格免許職） 1人

年齢および資格要件

・一般事務：平成6年4月2日～

平成19年4月1日までに生まれた者

・保健師：平成7年4月2日以降に

生まれた者で、保健師の資格を有す

る者、または令和7年3月までに取

得見込みの者

申し込み受付期限

令和7年1月9日（木）

試験日

令和7年1月26日（日）

※詳細は町公式ウェブサイトをご覧ください
 いただくか、町総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

町総務課

☎096・234・1140

（内線221）



水道管の凍結・破裂にご注意ください

寒波により最低気温が0度を下回ると水道管が凍結し、破裂する恐れがあります。凍結を防ぐために屋外の露出した水道管や蛇口には、布や保温材を巻きつけるなどの対策を行いましょう。

水道管が凍結したら

凍った部分に布やタオルをかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯をかけたり無理な力を加えると破損の原因となります。

水道管が破裂したら

メーターボックス内のバルブ（止水栓）を閉めて、町公式ウェブサイトに掲載している町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096・234・0755

全国一斉生活保護相談会を開催します

熊本県青年司法書士会および全国青年司法書士協議会は、生活保護に関する全国一斉の無料相談会を開催します。

「生活保護を受けたくても、申請

の方法がわからない」「病気や高齢のため、仕事をするのができない」「生活保護を受給しているが、悩みや困っていることがある」などの生活保護に関するお悩みがある人はぜひご相談ください。

※相談は電話相談のみとなっております。相談は無料で、秘密は厳守されます。

日時

令和7年1月26日（日）

午前10時～午後4時まで

相談電話番号

☎0120・052・088

※当日のみの専用番号となっております。

お問い合わせ先

司法書士 吉田 光希

☎096・247・6571

所得税の確定申告はe・Tax（電子申告）で

国税庁では、インターネットを利用して、パソコンやスマホから所得税の確定申告ができる「e・Tax」を推進しています。あらかじめ登録をすれば、自宅やオフィスから、インターネットで国税に関するさまざまな申告や申請、納税ができ、税務署に何度も出向く必要がなくなります。確定申告の期間中は、税務署の

営業時間外や土日にも申告することができます。

※詳しくは「e・Tax」の特設サイトをご覧ください。

お問い合わせ先

熊本東税務署

☎096・369・5566

町税務課

096・234・1112

道路に張り出している木の伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者自動車などに損害が発生してしまった場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。

道路沿いで樹木を所有している人は点検を実施し、危険な場合は伐採するなどの措置を講じてください。

お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

半導体関連企業説明・就職相談会の開催について

熊本労働局と県内ハローワークでは、半導体関連企業への就職をお考



えの方や興味がある方向けに企業説明・就職相談会を開催します。

▼開催日程

令和7年1月31日(金) 午後1時
～午後4時

▼開催場所

グランメッセ熊本

▼お問い合わせ先

ハローワーク菊池

☎0968・24・8609

野焼きによる火災に注意！

ここ数年、次のような野焼きが原因の火災が多発しています。

・野焼きの火が山や林野に燃え移り
山火事、林野火災などが発生

・野焼きの火が住宅に燃え移り住宅
火災になる

・野焼きの火が衣服に燃え移り負傷
する

これらの火災のほとんどが、少しの不注意により発生しています。このような火災を防ぐために、次のことに注意してください。

・枯草や可燃物が近くにある場所で
焼却しない

・強風や乾燥注意報が出ている時に
焼却しない

・バケツ、消火器など、事前に消化
する道具を用意しておく

・焼却を始めたならその場を離れない
・多量・複数箇所を焼却しない
また、野焼きは次のような場合を除き原則法律で禁止されています。

・風水害、火災などの災害の予防、
応急対策または復旧のために必要
な廃棄物の焼却

・どんどやなど、風俗慣習上の行事
を行うために必要な廃棄物の焼却

・農業、林業などを営むためにやむ
を得ないものとして通常行われる

廃棄物の焼却であって軽微なもの
・落ち葉などのたき火やその他日常
生活を営む上で通常行われる廃棄
物の焼却であって軽微なもの

※家庭から出る生活ごみの焼却はで
きません。

※野焼きを行う場合は消防署へ「火
災とまぎらわしい届出書」の提出
をお願いします。届出を事前に出
すことで、万が一火災になった場
合に消火活動上必要な情報として
使用します。ご不明な点は上益城
消防署へおたずねください。

▼お問い合わせ先

上益城消防署

☎096・282・1955

香害についてご理解を
お願いします

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気

がするという相談があります。自分にとって快適な香りが、必ずしも他の人にも快適に感じるとは限りません。香りの感じ方には個人差があります。誰もが、つらい思いをしない・させないためにも、香水をつける部分や量に気を付ける、合成香料を含んだ製品を使用する際は使用量を守るなど、周りの方への十分な配慮をするように心がけましょう。

▼お問い合わせ先

県消費生活センター

☎096・383・0999

道路緊急ダイヤル
(#9910) 通報のお願い

道路緊急ダイヤルは、道路における倒木や穴ぼこ等、道路異状を発見した場合の通報窓口です。このダイヤルに通報いただくことにより、速やかに応急処置等を実施することができ、道路の異状による事故を未然に防ぐことができます。

道路異状を発見されました場合は、速やかに#9910にご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

▼お問い合わせ先

上益城消防署

☎096・282・1955

くらし安全

1月10日は110番の日

110番は、「緊急通報ダイヤル」です。

110番通報する際は、「何があったのか(事件か事故か)」、「いつ」、「どこで」、「犯人の人物、着衣、逃走方向、車の特徴」、「被害の状況、被害品」、「あなたの住所、氏名、電話番号」などを落ち着いて係員にお話してください。

携帯電話の場合は途切れることがありますので、必ず立ち止まってからの通報をお願いします(車などの運転をしながらの通話ではできません)。また通報場所の市町村名と目標物などを正確に伝えてください。

通話終了後は、110番センターから不明な点をお尋ねする場合がございますので、しばらく電源を切らないでください。最後に非通知の人は、電話番号を伝えてください。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110